

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）抜粋

（報告又は資料の提出）

第二百十条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要
があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報
告又は資料の提出を求めることができる。